

平成28年2月2日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

建築物の定期報告制度の活用による施設利用者の安全・安心確保について

平素より、厚生労働行政の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度が見直され、平成28年6月以降にあつては、貴部局において所管する病院、診療所及び助産所（以下、「医療機関等」という。）が報告対象として位置付けられることとなります。

つきましては、下記のとおり、各地方公共団体の建築部局との連携を強化し、施設利用者の安全・安心を確保するための取組みを推進することとなりましたので、ご了知の上、所管の医療機関等に対し周知を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 定期報告制度の概要

- ・ 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度です。
- ・ 具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられています（建築基準法第12条第1項）。
- ・ 制度の詳細については、別紙1を参照してください。

2. 報告対象となる施設

- ・ 報告対象となる施設の一覧は別紙2のとおり。
- ・ ただし、別紙2に掲げる施設以外の施設であっても、記3に掲げる地方公共団体が対象として指定する場合があります。

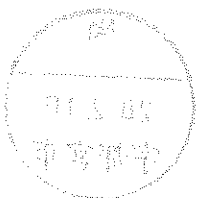
3. 報告先

- ① 別紙3に示す市区町村に所在する建築物等の場合は、当該市区町村。
- ② ①に該当しない場合は、建築物等が所在する都道府県。



4. 対応すべき事項

- ・ 報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報提供を求められた場合には、台帳の開示等による協力を行うよう努めること。
- ・ 報告対象となる施設の許認可や指導に際しては、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう、周知すること。
- ・ 平素より、記3に掲げる地方公共団体と情報交換等を図るための仕組みを整備し、必要に応じて、施設に対する指導等を協力して実施するよう努めること。



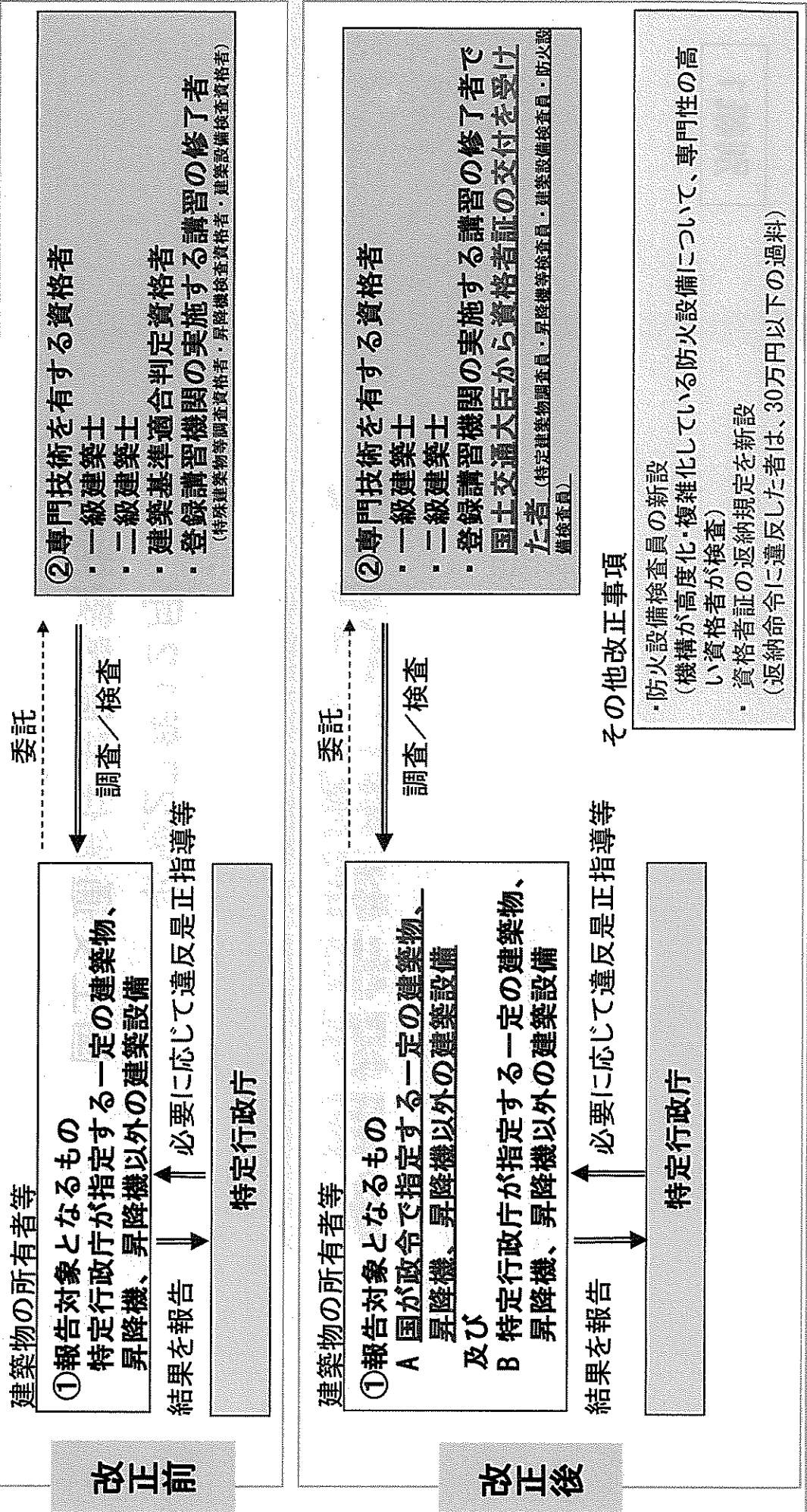
定期報告制度について

平成27年12月
国土交通省住宅局建築指導課

制度概要

○ 建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁※へ報告することを義務付けている。

※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。



定期報告の対象となる建築物・建築設備等の見直し

ポイント

○ 定期報告の対象となる建築物・建築設備等として、安全上・防火上・衛生上特に重要なものを政令で指定。

A. 建築物※1		対象用途※1	対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場			①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※2 ④地階にあるもの
			①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、児童福祉施設等※3、旅館、ホテル、共同住宅※3又は寄宿舎※3			①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
			①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ボート、クラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物販売業を営む店舗			①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの
			①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの 又は 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅、高齢者認知症グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター(宿泊サービス有)、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム)に限る。

B. 建築設備等※1		対象	例外
昇降機		○ 令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機 (エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)	・ ホームエレベーター(住戸内を昇降するもの) ・ テーブルタイプの小荷物専用昇降機 ・ 労働安全衛生法に基づく検査証を受けているエレベーター
防火設備		○ 上記Aの建築物の防火設備 ○ 防火設備の設置が義務づけられている建築物(上記Aの建築物を除く)のうち、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※2の防火設備	・ 常時閉鎖式の防火設備 ・ 防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備

※1 昇降機・防火設備以外の建築設備等については、特に政令では定めない。

※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

孝武天皇二十二年春三月乙未朔己酉天皇幸大津宮

夏四月丙午朔己酉天皇幸大津宮

秋七月丙午朔己酉天皇幸大津宮

冬十月丙午朔己酉天皇幸大津宮

天皇二十三年春三月乙未朔己酉天皇幸大津宮

夏四月丙午朔己酉天皇幸大津宮

秋七月丙午朔己酉天皇幸大津宮

冬十月丙午朔己酉天皇幸大津宮

天皇二十四年春三月乙未朔己酉天皇幸大津宮

夏四月丙午朔己酉天皇幸大津宮

秋七月丙午朔己酉天皇幸大津宮

冬十月丙午朔己酉天皇幸大津宮

天皇二十五年春三月乙未朔己酉天皇幸大津宮

夏四月丙午朔己酉天皇幸大津宮

報告対象となる施設（厚生労働省関連）

・ 下記用途のうち以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を、建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定することを予定している。

- ① 当該用途が3階以上の階にある場合
- ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ③ 当該用途が地階にある場合

- ・ なお、施行令で指定していない規模であっても、各地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。
- ・ 報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

用途
病院
診療所（患者の収容施設があるもの）
介護老人保健施設
ホテル
旅館
簡易宿所
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）
助産施設
乳児院
障害児入所施設
助産所
盲導犬訓練施設
救護施設
更生施設
老人デイサービスセンター（宿泊サービス）
老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
小規模多機能型居宅介護の事業所
看護小規模多機能型居宅介護の事業所
母子保健施設
障害者支援施設
福祉ホーム

※不特定多数の者が利用するもの、高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを報告対象としている。

THE HISTORY OF THE UNITED STATES

OF THE UNITED STATES OF AMERICA
FROM THE FIRST SETTLEMENTS TO THE PRESENT TIME
BY
JOHN F. JOHNSON
NEW YORK: PUBLISHED BY J. JOHNSON, 14 NASSAU ST. 1850.

THE HISTORY OF THE UNITED STATES
OF THE UNITED STATES OF AMERICA
FROM THE FIRST SETTLEMENTS TO THE PRESENT TIME
BY
JOHN F. JOHNSON
NEW YORK: PUBLISHED BY J. JOHNSON, 14 NASSAU ST. 1850.

定期報告の報告先となる地方公共団体

平成27年4月1日現在

都道府県	市区町村
北海道	札幌 函館 旭川 小樽 室蘭 釧路 帯広 北見 苫小牧 江別
青森	青森 弘前 八戸
岩手	盛岡
宮城	仙台 石巻 塩竈 大崎
秋田	秋田 横手
山形	山形
福島	福島 郡山 いわき
茨城	水戸 日立 土浦 高萩 北茨城 取手 つくば ひたちなか 古河
栃木	宇都宮 足利 小山 栃木 鹿沼 佐野 那須塩原 日光 大田原
群馬	前橋 高崎 桐生 伊勢崎 太田 館林
埼玉	川越 川口 所沢 越谷 さいたま 春日部 上尾 草加 狭山 新座 熊谷 久喜
千葉	千葉 市川 船橋 松戸 柏 市原 佐倉 八千代 我孫子 浦安 木更津 習志野
東京	八王子 町田 立川 武蔵野 三鷹 府中 調布 日野 国分寺 特別区(23)※ ※敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合は東京都
神奈川	横浜 川崎 横須賀 平塚 藤沢 相模原 鎌倉 小田原 茅ヶ崎 秦野 厚木 大和
新潟	新潟 長岡 三条 柏崎 新発田 上越
富山	富山 高岡
石川	金沢 七尾 小松 白山 野々市
福井	福井
山梨	甲府
長野	長野 松本 上田

岐 阜	岐阜 大垣 各務原
静 岡	静岡 浜松 沼津 富士宮 焼津 富士
愛 知	名古屋 豊橋 岡崎 一宮 春日井 豊田
三 重	四日市 津 鈴鹿 松坂 桑名
滋 賀	大津 彦根 長浜 近江八幡 東近江 草津 守山
京 都	京都 宇治
大 阪	大阪 堺 豊中 吹田 高槻 枚方 茨木 八尾 東大阪 岸和田 守口 寝屋川 箕面 門真 池田 和泉 羽曳野
兵 庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 加古川 芦屋 伊丹 宝塚 高砂 川西 三田
奈 良	奈良 橿原 生駒
和歌山	和歌山
鳥 取	鳥取 米子 倉吉
島 根	松江 出雲
岡 山	岡山 倉敷 津山 玉野 笠岡 総社 新見
広 島	広島 福山 呉 東広島 三原 尾道 廿日市
山 口	下関 宇部 山口 萩 週南 防府
徳 島	徳島
香 川	高松
愛 媛	松山 今治 新居浜 西条
高 知	高知
福 岡	北九州 福岡 久留米 大牟田
佐 賀	佐賀
長 崎	長崎 佐世保
熊 本	熊本 八代 天草
大 分	大分 別府 中津 日田 佐伯 宇佐
宮 崎	宮崎 都城 延岡 日向

鹿児島	鹿児島
沖縄	那覇 うるま 宜野湾 浦添 沖縄

